

(2) コンプライアンス、社会貢献

ウ 障害者への配慮

(ア) 法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績

a 法定雇用率等の達成状況

当協会では、障がい者2名（内1名は重度障がい者）を雇用しており、障害者雇用率は2.96%（法定雇用率2.5%）となっています。

この2名は、かながわ労働プラザの労働情報コーナーの受付と、寿労働センター無料職業紹介所の受付・開拓担当に配置しています。

■ 障害者雇用状況（令和7年6月1日現在）

法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (A)	うち常用雇用障害者数 (B)	実雇用率 (B) / (A) × 100	不足数 (A) × 法定雇用率 - (B)
84.5	2.5	2.96	0

■ 未達成の場合の今後の対応

当協会は、法定雇用率を達成しています。

■ 障害者雇用促進法に基づく国（公共職業安定所長）からの障害者雇入れ計画作成命令の有無 有（計画作成命令を受けた後の対応について：無

b 障がい者雇用促進の考え方と実績

■ 直接雇用の促進

当協会は、障がいのある方が能力や適性に応じて働き、自立した生活を送れる社会の実現を目指し、積極的に雇用を進めています。今後も法定雇用率の達成を継続し、さらなる雇用率の向上に取り組めます。

■ 直接雇用以外の取組

区分	取組内容	具体例・備考
委託契約時の配慮	障がい者を法定雇用率以上に雇用している事業者を委託条件とする	清掃業務、警備業務、設備保守業務
優先的調達	障がい者雇用優良企業から物品・サービスを優先的に購入	トイレ用品、衛生製品、イベント粗品
就労支援施設からの調達	障がい者就労施設等から物品・サービスを購入	労働大学講座修了証、和紙製品（利用者調査の謝礼用など）
就業実習の受入検討	特別支援学校の生徒を就業実習として受け入れる方向で検討	設営補助、清掃補助など（労働プラザや他施設での受入れを想定）
能力発揮の機会提供	障がい者施設・団体等の製作物の紹介や販売の場を提供	調理パン、菓子パン、授産製作品の展示・販売など

(イ) 障害者差別解消法に基づく合理的配慮および「ともに生きる社会かながわ憲章」の趣旨を踏まえた取組に関する考え方

障害者差別解消法では、障がいのある方に対し、正当な理由なく障がいを理由とした差別を行うことを禁止しています。また、神奈川県は平成28年10月に「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定し、県民への普及に努めながら、ともに生きる社会の実現に向けた取組を推進しています。当協会では、こうした社会的背景を踏まえ、かながわ労働プラザを誰もが利用しやすい施設とするため、ユニバーサルデザインの視点に基づいた様々な取組を進めています。

a 「共生社会」の実現に向けた協会職員の意識改革

平成29年1月に「プラザコンシェルジュ宣言」を改訂し、共生社会の実現に向け、当協会の全職員が温かい心を持ち、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会の実現をめざす姿勢を明確にしました。あわせて、障がい者の社会参加を妨げるあらゆる障壁や、いかなる偏見・差別も排除することを職員の基本的な姿勢としています。

全員コンシェルジュ宣言	
	かながわ労働プラザ
☆お客様の満足感・信頼感を得るためには、努力は惜しみません。	
①	清潔感のある身だしなみで、爽やかな印象を感じていただきます。（お客様には信頼と安心を与え、こちらの誠意を示す。）
②	絶えず、笑顔で挨拶し対応します。（挨拶はお客様の心を開き、意思疎通の第一歩であり、組織の信用に繋がる。）「おはようございます。」「こんにちは。」「こんばんは。」「いらっしゃいませ。」
③	全身全霊で誠意を示します。（はつらつとした眼差しと笑顔で、お客様の話に一生懸命耳を傾ける。）
④	職員全員でお客様をお迎えます。（担当者だけでなく全員が歓迎している気持ちを態度で示す。）全員で挨拶、「いらっしゃいませ。」「ありがとうございました。」
⑤	受付をお待ちのお客様への配慮も忘れません。（適度に声掛けて安心感を与える。時間がかかる場合はあらかじめ話しておく）
⑥	体の不自由な方へは、その目線に立って応対いたします。（介助が必要かまず確認、車椅子のお客様には同じ目線で、歩行困難なお客様にはこちらから近寄ること）
⑦	必ず復唱し、利用の目的を確認し、適切な案内に努めます。（用件のまちがいを絶対しない。）「予約の件でございますね。」
⑧	次のステップへの案内を心がけます。（最大限に気配りを図り、その次へのサポートを行う。）「労働相談の件は、こちらでは扱っておりませんが、2階に労働相談コーナーがございますのでそちらをご案内いたしましょうか。」
⑨	お帰りの際の一言を忘れません。（最後の言葉で心地よさを感じていただき、再度の来館歓迎を伝える。）「ありがとうございました。気をつけてお帰り下さい。またのお越しをお待ちしております。」
⑩	誤りには、誠意をもってお詫びいたします。（誠意が伝わる姿勢）「誠に申し訳ございませんでした。今後このようなことのないよう気を付けます。」
私たちは協会組織行動指針に則り、絶えずお客様の立場にたって行動してまいります。	

b 誰もが利用しやすい施設づくり

当協会では、障がいのある方もない方も安心して利用できる施設を目指し、以下のような取組を進めています。

視覚障がい者対応	<ul style="list-style-type: none"> 点字による施設案内板の設置
聴覚障がい者対応	<ul style="list-style-type: none"> 耳マーク（筆談等の対応をする用意ができていないことを示すマーク）の掲示 筆談ボードの設置 当協会職員研修としての手話講座への参加
言語障がい者対応	<ul style="list-style-type: none"> コミュニケーションボードの設置
身体的障がいをお持ちの方や高齢者、保育者等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者用駐車スペースの確保 和室・多目的ホールの段差解消用スロープの設置等

(2) コンプライアンス、社会貢献

Ⅰ 社会貢献

(ア) 社会貢献活動等、CSRの考え方と実績

a 当協会のCSRの考え方

当協会は、労働者の福祉の充実及び雇用の安定に寄与することを目的として設立された公益財団法人であります。単にこの目的の達成を追求するだけでなく、協会として、積極的に社会的な役割を果たしていくことが重要と考えています

こうした考え方から、社会貢献活動として、雇用促進、地域貢献、ボランティア活動、寄付活動等に取り組んでいます。

b 具体的な社会貢献活動の実績

カテゴリー	取組	内容
雇用促進	<ul style="list-style-type: none">無料職業紹介技能講習障がい者雇用等の取組	当協会の寿労働センターでは職業紹介や技能講習事業の実施により、就労支援に取り組んでいます。 障がい者の直接雇用に加え、障害者雇用優良企業からの優先的調達等にも積極的に取り組んでいます。
	<ul style="list-style-type: none">職場体験の受入れ	当協会が運営する指定管理施設において、近隣中学校高等学校からの職場体験の受入れや、就労できない引きこもりやニートの方の専門機関からの職業体験の受入れを行っています。
地域貢献	<ul style="list-style-type: none">授産施設からの物品の購入	かながわ労働プラザで実施する利用者満足度調査の謝礼品について、プラザオリジナルグッズの製作を近隣授産施設に委託しています(ブックカバー、しおり)。
	<ul style="list-style-type: none">地域団体や障がい者施設との連携	かながわ労働プラザでは、定期的に地域団体(戸塚4Hクラブ協議会)の野菜や、障がい者施設(社会福祉法人恵友会ギッフェリ)の手作りパンの直売会を行っています。
	<ul style="list-style-type: none">手話体験教室の開催	神奈川県聴覚障害者連盟の協力を得て、広く県民に手話を普及させることを目的として「手話体験教室」を開催しました。今後は、さらに内容をステップアップさせた教室を開催し、手話を広く県民に普及する一助となるよう努めます。
ボランティア活動	<ul style="list-style-type: none">災害ボランティアへの職員の派遣	職員が被災地等で災害ボランティアに参加する際は、ボランティア休暇で派遣するほか、交通費や宿泊費、食事代等の援助を行うこととしています。
寄付活動等	<ul style="list-style-type: none">イベント内でのチャリティーバザー等の売上金の寄付	平成20年度から、プラザフェスタや他の指定管理施設でのイベント等でバザー等の売上げを緑化保全等の環境保護活動や神奈川県社会福祉協議会、日本赤十字社へ寄付しています。
	<ul style="list-style-type: none">盲導犬育成募金等への協力	目の見えない人・見えにくい人が行きたい時に行きたい場所へ安全に出かけられるように、お手伝いをする盲導犬の育成にプラザ1階受付に募金箱を設置し、協力しています。このほか、緑化協力金、災害義援金、また、開発途上国の子供へポリオワクチンを贈るエコキャップ運動等に積極的に協力しています(平成18年～)。

(2) コンプライアンス、社会貢献

エ 社会貢献

(イ) 人権への配慮についての取組

かながわ労働プラザにおける人権への配慮の取組としては、公共施設としての役割や多様な来館者・利用者があることを踏まえ、以下のような取組を行ってまいります。

■ 人権への配慮の取組（分野別一覧）

分野	主な取組内容	具体例・備考
日常運営	利用者に対する公平・丁寧な対応	・差別のない対応マニュアル整備 ・LGBTQや外国人への配慮ある接遇
	スタッフの人権意識向上	・年1回以上の人権・多様性研修（ハラスメント防止、障がい理解など）
施設整備	バリアフリー対応	・車いす対応トイレ、誘導ブロック整備 ・点字・音声案内の検討
	誰もが使えるユニバーサル設備	・多目的トイレ、授乳室の設置・案内
学びの場（啓発）	多言語・わかりやすい案内	・英語・中国語・やさしい日本語表記 ・ピクトグラムを活用
	人権啓発の情報発信・展示	・世界人権デーに関連したパネル展・図書展示
組織運営	講座・イベントの開催	・ジェンダー平等、多文化共生、外国人支援等をテーマとした講座や上映会
	職員の働きやすさへの配慮	・ハラスメント防止体制 ・意見交換の場（定例会・匿名アンケートなど）
	多様な働き方への対応	・勤務形態の柔軟化や休暇取得の促進など

(3) 事故・不祥事への対応、個人情報保護

ア 事故・不祥事への対応

(ア) 募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無、事故等があった場合の対応状況、再発防止策構築状況

■ 過去3年間の重大な事故または不祥事はありません。

(3) 事故・不祥事への対応、個人情報保護

イ 個人情報保護の考え方

(ア) 個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報取扱いの状況

a 個人情報保護に関する方針・体制および取扱状況

(a) 個人情報保護の基本方針

当協会は、個人情報の管理および保護について、個人情報保護法や神奈川県個人情報保護条例を遵守し、個人情報保護規程を定めています。適正な個人情報の取り扱いを徹底し利用者の信頼確保に努めています。

(b) 個人情報保護の安全管理体制

- ・協会における個人情報保護管理体制
 - ・常務理事をトップとする個人情報保護安全管理体制を整備
 - ・事務局に「個人情報安全管理相談窓口」を設置し、事務局企画調整課長（個人情報安全管理推進者）が相談・指導を実施
 - ・毎年、チェックリストによる個人情報取扱点検を実施し、管理体制の適正化を推進
- ・かながわ労働プラザにおける個人情報保護管理体制
 - ・館長を「個人情報保護管理責任者」とし、管理監督を実施
 - ・個人情報取扱担当者を配置し、職員の個人情報取扱いの適正化を徹底
 - ・職員向けの研修・教育を実施し、個人情報保護の重要性を周知
- ・個人情報保護に関する教育・研修体制
 - ・新任職員向け研修（年1回）：個人情報保護の基礎知識と適正な取扱い方法を学習
 - ・定期研修：最新の個人情報保護法の改正点や具体的な管理方法について継続的に学習

(c) 個人情報保護安全管理体制図

個人情報保護における役割



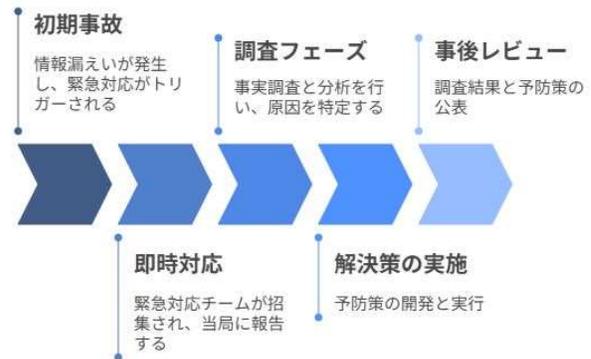
b 個人情報漏洩リスク対策

- 事前対応
 - ・事務所の立入り禁止区画を設定し、部外者の立入りを禁止しています。
 - ・夜間・休日は、事務所の機械警備を実施しています。
 - ・情報漏洩等の事故発生に備え、個人情報漏洩損害保険へ加入しています。

● 漏えい発生時対応

- 法令違反・情報漏洩等の事故が発生した場合、緊急時対応チームをただちに招集し、次のように対応することとしています。
- 情報取扱責任者が、速やかに神奈川県、その他関係機関へ報告します。
- 二次被害を防ぎ類似事案の発生を避けるため迅速な事実調査と原因の究明を行います。
- 影響の及ぶ範囲を特定と影響を被る対象者への速やかな連絡をし、誠意ある謝罪、対応をします。
- 事実関係の速やかに公表し、再発防止策を講じます。

情報漏えい事故の管理：ステップバイステップのタイムライン



■ 委託業者に対する監督

- 個人情報記載されている利用申請書等の処分業務を委託する場合は、委託業者に対して、安全管理が守られるよう、「委託契約双方の責任、漏洩防止事項、委託契約範囲外の加工等の禁止、委託契約終了後の個人情報の返還・消去・廃棄等に関する事項等」を内容とする契約を締結しています。
- また、当該契約の中に、受託者に対する個人情報の取扱状況の定期的な確認、受託者に対する個人情報の取扱いの改善要求等を当協会の権限で行えることを明記しています。

c 個人情報保護についての職員に対する教育・研修体制

情報セキュリティに関する教育・研修を定期的実施し、個人情報の取扱いに関する安全保護措置の内容と必要性を理解させるとともに、チェック表によるセルフチェックや、OJTによる振り返りを行い、ノウハウの陳腐化・知識の形骸化の防止に努めています。

また、統括個人情報管理者（常務理事）及び個人情報保護管理者（プラザ館長）等に対しては、管理者向けの研修を実施し、管理者として個人情報保護体制を適切に維持管理することを徹底しています。

このほかに、個人情報安全管理推進者（事務局企画調整課長）によるチェック・指導も行っています。

時期	実施する研修等の内容	対象	実施回数	形式
上半期	個人情報保護基礎講座	全職員	年1回	講座の受講
	情報セキュリティセルフチェック	全職員	年2回	チェック表での確認
	ふりかえり実務研修	全職員	適宜	OJT
下半期	管理職向け研修	幹部職員	年1回	講座の受講
	情報セキュリティセルフチェック	全職員	年2回	チェック表での確認
	個人情報安全管理チェック	全施設	年1回	個人情報安全管理推進者により不定期
	ふりかえり実務研修	全職員	適宜	OJT

d 個人情報取扱いの状況

プラザ館長が、個人情報保護管理責任者として取扱担当者の業務区分を明確に定め、個人情報取扱状況一覧表を作成し、適切な管理を行っています。

(a) 個人情報保護マニュアルの策定、個人情報取扱状況一覧表の作成

個人情報取扱者は、「公益財団法人神奈川県労働福祉協会個人情報保護規程」「個人情報の保護に関する基本方針」に基づき、適切な運用を行っています。

(b) 個人情報保護のために講じている具体的な措置

取得・取扱	<ul style="list-style-type: none"> ● 取扱い範囲・目的を明確に特定・明示し、本人の同意を得て、目的達成のために必要な最小限とし、適法かつ公正な手段により取得します。
移送・送信	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人情報・個人データのFAX送付を禁止します。 ● 個人情報・個人データの電子メール送信を原則禁止します。
利 用	<ul style="list-style-type: none"> ● 法令に基づく場合以外は、本人の同意を得ないで利用目的の範囲を超えた利用はしません。 ● 個人利用目的の範囲内かつ業務の遂行上必要な限度内で、個人情報を利用します。
管理・保管	<p>書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 書類は施錠管理可能な書庫に収納し、組織的に管理。 ● 作業責任者の許可なく書類を持ち出すことを禁止。 ● 個人情報につながる書類やメモ書きが机上に残らないよう、整理・チェックを徹底。 <p>パソコン・電子記憶媒体</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 原則としてパソコンや電子媒体の持出しは禁止。 ● パスワードを設定し、適宜変更を実施。 ● インターネット接続機器には以下を実施： ● ファイアウォールの設定、ウイルス対策ソフトの導入、セキュリティパッチの適用 ● 常に最新状態への更新、不正アクセス防止対策の実施 ● 情報漏えいリスクの高いファイル交換（共有）ソフトのインストールを禁止し、定期的に未インストールであることを確認。 ● USB、CD-R等に保存された個人情報ファイルにはパスワードを設定。 ● 個人情報を含む記録媒体は、パスワード機能付き媒体を使用し、施錠可能な保管室や金庫で厳重に保管。持出しは禁止。
第三者への提供	<ul style="list-style-type: none"> ● 「利用者の同意がある場合」「個人情報保護その他の法令に定めのある場合」等を除き、個人情報を第三者へ提供しません。
開示・訂正・利用停止	<ul style="list-style-type: none"> ● 開示・訂正・利用停止等の請求があった場合は、神奈川県個人情報保護条例及び当協会規程に基づき、適正に対応します。
消去・廃棄	<ul style="list-style-type: none"> ● パソコンのストレージ、USBやCD-R等記憶媒体は、データ消去ソフトによりデータ抹消し、ハードディスクを復元不可能な状態に物理的に破砕します。 ● 紙媒体での保管はカギのかかる場所に一定期間保管した後、シュレッダー、外部委託処理をします。 ● 外部委託する場合は、データ消去ソフトによりデータ抹消した上、複数回フォーマットを行い、溶解処分としています。処理後は、書類・データ消去作業証明書等を取扱します。

e その他の個人情報に関する対応

<p>情報の公開への対応</p>	<p>当協会では、神奈川県情報公開条例の趣旨を踏まえ、情報公開規程を定め、適切に運用しています。</p>
<p>センシティブ情報の取扱い禁止</p>	<p>思想・信条及び宗教、人種及び民族、犯罪歴及び社会的差別の原因となる社会的身分に関する個人情報は取り扱いません。</p>
<p>個人情報の利用目的の特定とその公表</p>	<p>協会が取り扱う個人情報については、本人が利用目的を明確に理解できるよう、利用目的を具体的に特定し、受付窓口への掲示、ホームページ上への掲載により公表しています。</p>
	<p>法令に基づく場合を除き、本人の同意を得ないで利用目的の範囲を超えた利用はしません。</p>
<p>苦情への対応</p>	<p>個人情報の取扱いに関する苦情に適切・迅速に対応するための体制を整備しています。</p> <p>苦情処理・相談マニュアルを作成し、職員に周知しています。</p>

(4) これまでの実績

(ア) 指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況

これまで運営してきた類似施設

施設名	設置目的	管理・運営期間	実績等
神奈川県中小企業従業員厚生センター (ハイツ&ヴィラなかがわ)	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業従事者とその家族に対する宿泊、研修、体育館等の施設の提供 	S46～H17	<ul style="list-style-type: none"> 神奈川県から管理運営受託 H18年3月閉館
神奈川県第一中高年齢労働者福祉センター (サンライフ横浜)	<ul style="list-style-type: none"> 中高年齢者の雇用促進 健康、趣味等の文化活動 宿泊研修、会議 	S52～H15	<ul style="list-style-type: none"> 神奈川県から管理運営受託 H15年12月閉館
神奈川県第二中高年齢労働者福祉センター (サンライフ川崎)	<ul style="list-style-type: none"> 中高年齢者の雇用促進 健康、趣味等の文化活動 	S57～H17	<ul style="list-style-type: none"> 神奈川県から管理運営受託 H18年3月閉館
神奈川県中小企業労働研修センター	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業労働者の研修機会と場の提供 文化、教養活動 	S57～H17	<ul style="list-style-type: none"> 神奈川県から管理運営受託 H18年3月閉館
神奈川県勤労会館	<ul style="list-style-type: none"> 労働者の福利厚生の活動 文化、教養活動 	S60～H4	<ul style="list-style-type: none"> 神奈川県から管理運営受託 県立かながわ労働プラザ建設に伴い、H4年10月閉館
神奈川県立かながわ労働プラザ	<ul style="list-style-type: none"> 労働者の福祉の増進を図り、文化活動の場を提供 	H8～H17 H18～	<ul style="list-style-type: none"> 神奈川県から管理運営受託 H18年4月から指定管理者として、管理運営を実施
川崎市生活文化会館	<ul style="list-style-type: none"> 技能について市民の理解を深め、技能職者相互の交流・技能水準の向上を図ること。 	H18～	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市から指定管理者の指定を受け、平成18年度から管理運営を実施
川崎市立労働会館	<ul style="list-style-type: none"> 労働組合その他諸団体における文化、娯楽、集会等の使用に供し、その健全なる発達を図り、及び労働者のための福利厚生の施設を設け、その勤労意欲の向上に資すること。 	H28～R3	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市から指定管理者の指定を受け、平成28年4月から管理運営を実施 R3年3月改修の為一時閉館

(イ) 県又は他の自治体における指定取消しの有無

当協会は、これまで、平成18年から現在まで、指定管理者として、神奈川県
の施設、川崎市の施設の管理運営を行っていますが、指定の取消しを受けたことは
ありません。